

国家試験指導センター　自己点検・評価報告書

I. 理念・目的

実績・データ

【法制研究所】

(表1) 明治大学法科大学院出身の新法曹資格取得者に占める法制研究所所属者の割合

新法曹資格取得試験	資格取得者数 A	法制研所属 B(B/A)	内、LSC室生 C(C/A)	非利用者 D(D/A)
2007年(第2回)	80名	76名(95%)	65名(81%)	4名(5%)
2008年(第3回)	84名	72名(86%)	58名(69%)	12名(14%)
2009年(第4回)	96名	79名(82%)	77名(80%)	8名(8%)

【経理研究所】

データ1：明治大学国家試験指導センター経理研究所内規第2条

「本研究所は、明治大学国家試験指導センター規程第10条に基づき設置された機関で、本学学生および卒業生、修了生であって、特に会計方面の勉強を志す者に対し、会計の制度的、実証的研究を行わせ、国家試験の受験指導を通じて人間形成を図ることを目的とする。」

(表2) 公認会計士試験の受験者・合格者データ(2009年度)

	願書提出者	短答合格者	論文受験者	論文合格	最終合格率
全受験者	20,443名	2,289名	5,361名	1,916名	9.4%
大学全体	主催者非公表で不明	主催者非公表で不明	主催者非公表で不明	73名	主催者非公表で不明
経理研所所属	110名	70名	70名	33名	30.0%

(表 3) 2009 年度公認会計士試験本学学部別合格者数 (経理研調べ)

2009年度公認会計士論文式試験合格者数(学部別)一覧 経理研究所調べ														2010年2月17日現在		
学部・学年	2年		3年		4年		会計M1		会計M2		卒業・修了		不明		合計	
所属	室員	室員外	室員	室員外	室員	室員外	室員	室員外	室員	室員外	室員	室員外	室員	室員外	室員	室員外
法学部											1					1
											1					1
商学部			7		7	1					6	12			20	13
			7		8						18					33
政経学部			3		1	1					1	8			5	9
			3		2						9					14
経営学部	1		2		2	3					5				5	8
	1		2		5						5					13
理工学部											1					1
											1					1
農学部											2					2
											2					2
商学研究科											1					1
博士前期課程											1					1
会計専門職								1			3	4			3	5
								1			7					8
合計	1	0	12	0	10	5	0	1	0	0	10	34	0	0	33	40
	1		12		15		1		0		44		0			73

※明大経理研調べは在学生・卒業・修了生のみ
 ※明大公認会計士会調べは明大出身者を含む
 ※上記以外に政経学部除籍者1名、経営学部中退者1名がいる

(表 4) 過去 5 年間の明治大学国家 I 種、国家 II 種合格者

国家試験名		国家 I 種試験				国家 II 種試験			
	行研期	明治大学 申込者	行研受験者 (行研合格者数)	明治大学 最終合格者	明治大学 申込者	行研受験者 (行研合格者数)	明治大学 最終合格者		
2006年度採用	46	526	5(1)	13	1298	12(5)	162		
2007年度採用	47	406	5(1)	13	1024	15(7)	138		
2008年度採用	48	344	11(0)	8	786	11(7)	158		
2009年度採用	49	300	13(1)	7	682	22(15)	150		
2010年度採用	50	318	18(4)	10	786	20(10)	149		

自己点検・評価（2009 年度の実績）**1. 目的・目標****(1) センター・委員会の理念・目的****【法制研究所】**

当研究所は、法律専門職（法曹）学習支援を目的とする教育機関である。法曹をめざす学生・院生、及び、卒業生に対して、多数の法曹養成基礎講座を主催し、また、徹底した個別学習支援を実施することにより、多数かつ優秀な明治大学出

身の法曹を輩出することを目的としている。

【経理研究所】

当研究所の目的は、明治大学国家試験指導センター経理研究所内規第2条に定めたとおり、「本学学生および卒業生、修了生であって、特に会計方面の勉強を志す者に対し、会計の制度的、実証的研究を行わせ、国家試験の受験指導を通じて人間形成を図ること」である。

【行政研究所】

当研究所の目的は、明治大学行政研究所規約に定められているように、「本学学生のうち公務員を志望する者を対象とし、公務員試験指導を通じて人間形成を図ること」である。また国家公務員I種試験の受験指導を主な任務とし、その他の公務員試験に対応する受験指導も行う。

(2) 養成すべき人材像

【法制研究所】

社会に有用な法律専門職（法曹）

【経理研究所】

「個を強くする」という本学の教育理念の下、会計プロフェッショナルとして社会的使命を果たす公認会計士

【行政研究所】

国民・住民の視点に立ち、自律的に行行政が展開できるパブリック・サーバント

(3) 教育研究の目的

【法制研究所】

社会に有用且つ優秀な法律専門職（法曹）を輩出することが当研究所の教育目的である。

【経理研究所】

上記(2)のような公認会計士を養成することが当研究所の教育研究目的である。

【行政研究所】

上記(2)のような公務員を養成することが当研究所の教育研究目的である。

2. 現状（2009年度の実績）

(1) センター、委員会等の理念・目的は適切に設定されているか

① 理念・目的の明確化

国家試験指導センターは、法律専門職（法曹）試験、公認会計士試験、及び公務員試験に係る受験指導や学習支援等を展開することにより、資格取得及び職業能力の向上を志す本学の学生及び卒業生を社会に有用な人材として育成することを目的として、2007年5月に設置された。

各研究所の国家試験受験者・合格者・合格率は表1～4のとおりである。

【法制研究所】

当研究所設置の目的は、「明治大学法制研究所規約」第1条に明記している。

【経理研究所】

当研究所の目的は「明治大学国家試験指導センター経理研究所内規」第2条に明記されている。

【行政研究所】

当研究所の目的は「明治大学国家試験指導センター行政研究所規約」第2条に明記されている。

② 実績や資源から見た理念・目的の適切性

【法制研究所】

当研究所は、1957（昭和32）年4月に、野田孝明教授を初代所長として設立されたもので、法律専門職（法曹）学習支援を専門とする機関である。2007年度より国家試験指導センター直属の機関となった。法曹をめざす明治大学の学生・院生、及び、卒業生に対して、多数の法曹養成基礎講座を主催し、また、徹底した個別学習支援を実施することにより、多数かつ優秀な明治大学出身の法曹を輩出している。このことは、設立理念に合致しており適切である。

【経理研究所】

明治大学国家試験指導センター規程及び明治大学国家試験指導センター経理研究所内規に基づき、全学的な組織的支援体制が整備されており、当研究所の目的が適切に実行される体制ができている。2009年度の本学関係者の公認会計士試験合格者数は上記実績・データに記載のとおり73名で（大学別順位5位）であったが、特に学部在学生合格者28名のうち23名が当研究所所属生であり、当研究所の目的は適切に実行に移されていることを証明している。

【行政研究所】

公務員を志望する学生を対象に、単なる合格のための受験指導ではなく、良き公務員を養成すべく、学生たちによる自主的な研鑽、共同研究を行うなど、大学生として高等な学問を習得し、公務員たるに相応しい人格を形成することを支援する。あわせて、明治大学の学風の振興に寄与する。

学生の志望対象が、国家I種に限定されず、直前まで国家II種・地方上級職との間でゆれる現状に鑑みて、2006年度まで国家I種と国家II種・地方上級の境界を低くした受験指導を行ってきた。これにより、今までよりも広範囲の学生を特別研究生として受け入れ、現状に則した指導を行ってきた。しかし2007年度に国家試験指導センターへと改組された際、国家I種試験に合格させることを第1の目標とする組織に変わった。最難関試験である国家I種の志望者に対し法律職・行政職・経済職などの各職の試験特性に合致したこまやかな指導を行う必要がある。なお結果的に国家II種や地方上級試験を受ける学生たちもいることから、その学生たちには別途指導を行っている。どの指導も設立理念に合致しており適切である。

③ 個性化への対応

【行政研究所】

2年に1回開催されるOB総会における学生との交流、また日常的なOB・OGの訪問によって仕事や職場についての情報を得ることができる。またOB・OGが受験の指導等にあたっている。

行研生の上級学年が下級学年の指導にあたり、学生による独自の運営と切磋琢磨

しながら協力関係を築いている。

各科目ごとに優秀な講師を独自に採用している。

- (2) センター、委員会等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

① 構成員に対する周知方法と有効性

【法制研究所】

当研究所は、上記の理念・目的・教育方法を周知するために、以下のような施策を講じる。

入学前には、(1)法学部入試合格者に当研究所のパンフレットを送付し、当研究所の教育支援サービスをアナウンスする。(2)法科大学院入試合格者に、入学前教育支援サービスを提供するためのガイダンスを実施する。

また随時本学ホームページ上で、上記の理念・目的・教育方法等について各種情報を提供している。また、必要な情報は、適宜 Oh-o!Meiji システムを利用して提供している。

【経理研究所】

「明治大学国家試験指導センター経理研究所内規」第2条に定めた目的をそのまま情報提供しているわけではないが、これに相当する内容を以下の方法で伝達しており、多くの教職員及び学生に周知されている。

(ア) 入学前に、商学部・経営学部の入試合格者に当研究所のパンフレットを送付し、当研究所の教育支援サービスをアナウンスしている。

(イ) 会計専門職研究科の入試合格者に、入学前教育支援サービスを提供するための案内文書を送付している。

(ウ) 入学後はオリエンテーション期間中に、ガイダンスを4回開催している。また、利用希望者が多い商学部及び経営学部のオリエンテーションでも告知をしてもらっている。

【行政研究所】

入学時、和泉校舎に入室案内を兼ねたパンフレットを配備し、ガイダンスのポスターを掲示している。

オリエンテーション期間中に、法学部と政治経済学部では全新入生を対象にガイダンスを実施している。また、別途、全学部生を対象に和泉校舎にて3回のガイダンスを開催している。

本学ホームページ上で、当研究所の情報を提供している。

② 社会への公表方法

【法制研究所】

本学ホームページ上で、当研究所の情報を提供している。

【経理研究所】

本学ホームページ上で、上記の目的に相当する内容について情報提供している。

【行政研究所】

本学ホームページ上で、当研究所の情報を提供している。

(3) センター、委員会等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

【法制研究所】

当研究所の理念・目的・教育目標の検証は、年4回開催される定例会議で行う。

定例会議は5月、9月、12月、2月の4回開催し、当研究所の教育目標を達成するための各種事業について、立案・検討・検証を行っている。

自己点検・評価報告書の作成は、事務局長が原案を作成し、必要に応じて所長・事務局次長2名で確認する。

【経理研究所】

当研究所の理念・目的の検証は、年4回（5月下旬、7月中旬、12月上旬、2月下旬）開催される合同委員会（所長・副所長・指導委員と事務局委員の合同会議）で行い、当該目的にそって計画した教育目標を達成するための各種事業について立案・検討・検証を行っている。この他、年1回（2月）に開催される運営委員会及び所員会議にて事業報告を行い、当研究所の事業活動が目的にそって適切に行われているかをチェックしている。なお、自己点検・評価報告書の作成については、事務局長が原案を作成し、所長・副所長・事務局委員で確認して、必要に応じて修正して提出している。

【行政研究所】

特にしていない。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

【法制研究所】

当研究所は、法曹養成基礎講座の成果として新法曹資格取得者数および旧法曹資格取得者数について、ここ数年間連続して、全国大学別で6位という好成績を維持している。和泉地区で毎年300～400名駿河台地区で毎年400～500名の学生・院生等が講座に参加しており、多くの学生のニーズに応えた学習指導を展開している。

明治大学法科大学院出身の新法曹資格取得者に占める法制研究所所属者の割合は次の通りである。（表2）

以上から当研究所が提供する学習支援プログラムは、実績から見ても当研究所の理念・目的・教育目標はほぼ適切に実行されており、当研究所の果たしている役割は大きい。

【経理研究所】

当研究所設立以来60年の長きにわたり多くの公認会計士を社会に輩出し、本学出身の公認会計士は1,600名近くに及んでおり、本学が社会に対して一定の貢献を果たしていることを示している。毎年、一定の受験生の養成・合格者の輩出に成功しており、当研究所が提供する課外教育プログラムが、大学の正課教育との両立をしやすい環境であることを示している。大学の正式な機関が支援しているということで、受験生・在学生・保護者等からの信頼も厚く、また、大学が財政的措置を講じていることで、利用者の便宜が図られている。合格者数の実績から見ても経理研究所の理念・目的は適切に実行されており、大学受験市場において本学が置かれて

いる環境からしても国家試験指導センター経理研究所の役割は大きいと考える。本学出身の公認会計士からなる指導委員と本学教員双方が協力し、当研究所の目的達成のための取組を検証できている。

【行政研究所】

センター化以降、国家Ⅰ種1次試験合格者の増加がみられ、国Ⅱ・地上の合格者が増加している。

2009年度には国Ⅰ最終合格者4名と増加したが、採用人数を増やすには至らなかった。次年度には入室試験希望者も各種公務員試験合格者も格段に増大すると予想される。

(2) 改善すべき点

【法制研究所】

- ・1,000名近い学生・院生に対し、年間を通じて多数の講座・ゼミ及び個別指導を実施しているが、教室の予約がとれないため学習支援プログラム実施に支障を来たしている。

【経理研究所】

特にない。

【行政研究所】

- ・一層の合格者を出すべく、生田校舎における理科系学生の指導を実施するなど全学的な取り組みを行うとともに、実際に採用増につながるよう、面接指導により力を入れる。
- ・本学に公務員試験受験指導を行う行政研究所があることを受験生および在学生も知る機会がまだ少ない。幅広く学生に情報提供をする必要がある。
- ・各地区での学生たちに対する日常的なケアが重要となってくる。嘱託職員の負担が大きくなっているので、専属の専任職員の配置が必要となっている。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

【法制研究所】

- ・当研究所としては、理念・目的に沿った成果を出すために、今後とも事業計画を見直していく。

【経理研究所】

継続して成果を出すために、理念・目的にそった事業計画を一層推進する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

【法制研究所】

- ・当研究所としては、理念・目的に沿った成果を出すために、今後とも事業計画を見直していく。

【経理研究所】

継続して成果を出すために、理念・目的にそった事業計画を一層推進する。特に自習室の拡充、特別指導委員の配置、専任職員の増員を要求する。

【行政研究所】

継続して成果を出すために、生田地区での講座を速やかに立ち上げるとともに、理念・目的にそった事業計画を一層推進する。特に自習室の拡充、特別指導委員の配置、専任職員の増員を要求する。

5 根拠資料

【法制研究所】

資料1 本学法制研究所規約

資料2 2010年度年度計画書

【経理研究所】

資料1 本学国家試験指導センター経理研究所内規

資料2 2009年度第2回所員会議資料

資料3 2010年度年度計画書

【行政研究所】

資料1 過去5年間明治大学国家I種、国家II種合格者リスト

資料2 2009年度行政研究所学部別在籍者リスト

II. 教育研究組織

実績・データ

【法制研究所】

当研究所は、定例会を意思決定機関とし、幹事会が行事を実施する。

定例会構成員：18名（本学教員10名、本学出身法曹有資格者8名）

幹事会構成員：8名（本学教員3名、本学出身法曹有資格者5名）

【経理研究所】

データ1：明治大学国家試験指導センター経理研究所内規第4条

「本研究所は、前条の事業を行うために、所員会議、運営委員会、合同委員会を置く。」

データ2：

所員会議構成員：71名（本学教員32名、本学出身公認会計士32名、名誉所員7名）

運営委員会構成員：20名（本学教員10名、本学出身公認会計士10名）

合同委員会構成員：21名（本学教員8名、本学出身公認会計士13名）

自己点検・評価（2009年度の実績）

1. 目的・目標

（1）目的・目標

【法制研究所】

当研究所の目的を達成するための事業を行うために、定例会、幹事会を設置して

いる。

【経理研究所】

明治大学国家試験指導センター経理研究所内規第4条に定めたとおり、当研究所の目的を達成するための事業を行うために、所員会議、運営委員会、合同委員会を置いている。

【行政研究所】

明治大学国家試験指導センター行政研究所規約第8条に定めてある役員会議を開催することにより、目的・目標の達成をはかっている。

(2) 教育研究組織の編成方針

【法制研究所】

当研究所の理念・目的を達成するため、本学教員と本学出身法曹有資格者による定例会および幹事会を設置し、幹事会で教育組織の方針を検討し、定例会において決定している。

【経理研究所】

当研究所の理念・目的を達成するため、「本学専任教員のうち会計学を専門領域とする教員」と「学外の有識者（本学出身の公認会計士）」から成る「所員」で教育研究組織を構成する。最高意思決定機関は所員会議で、評議員に相当する組織として所員の中から選任された運営委員から成る運営委員会がある。この他に監査委員を置く。

2. 現状（2009年度の実績）

(1) センター、委員会等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

①教育研究組織の編成原理

【法制研究所】

当研究所は、学長が、定例会の推薦する者から任命する所長、事務局長及び所長が各研究室の推薦する者から任命する各研究室の主任、責任者及び明大法曹会から推薦する者から任命する者など合計11名以内の本学教員及び本学出身の法曹資格取得者によって構成する定例会を意思決定機関とする。

当研究所には所長、事務局長の下に本学教員及び本学出身の法曹資格取得者による執行部（幹事会）を設置し、行事を実施する。

【経理研究所】

所員会議は当研究所内規第13条に基づき、所長・副所長・運営委員などの役員と所員から構成される。2009年度の所員は本学専任教員（専門科目：会計学）32名及び公認会計士32名、名誉所員7名の計71名で構成されている。役員は当研究所内規第6条に基づき、名誉所長若干名・若干名・所長1名・副所長2名以内・運営委員25名以内・監査委員2名以内が所員の中から選出されるが、2009年度は名誉所長2名、名誉顧問5名、所長1名、副所長1名、運営委員20名、監査委員2名が選出されている。

運営委員会は当研究所内規第14条に基づき、所長・副所長・運営委員から構成

されている。2009年度の運営委員は同内規10条に基づき、所員のなかから専任教員及び公認会計士各10名を選出している。

合同委員会は当研究所内規第17条に基づき、所長・副所長・指導委員・事務局員から構成されている。2009年度は、同内規第15条に基づき、指導委員が公認会計士から13名が選出され、同内規第16条に基づき事務局委員が本学専任教員から5名が選出されている。

【行政研究所】

運営委員会は当研究所規約第6条の定めにより、政治経済学部の教授会員もしくは政治経済学部教授会から推薦を受けたもので組織されている。この運営委員会が行政研究所の運営方針を決定し、そのもとに科目ごとの講師陣を集めている。公務員試験の出題が年々難しくなるため、こうした問題を専門に分析しているものでなければ学生指導が困難であることから、当研究所ではさまざまな受験予備校に所属している受験指導のプロに学生指導を依頼している。また当研究所の運営に、学生たちを主体的に参加させることで自律的な公務員とすべく組織を形成している。

②理念・目的との適合性

【法制研究所】

当研究所は法曹資格取得者を輩出することを目的としているので、本学教員と本学出身法曹資格取得者で教育組織を編成していることは合理的である。

【経理研究所】

公認会計士を養成することが主目的であるから、本学の会計学を専門とする専任教員と本学出身の公認会計士で教育研究組織が編成されることは合理的である。

【行政研究所】

多数の合格者を出すとともに、国民・住民の視点に立った、自律的なパブリック・サーバントを育成する目的と充分に合致している。

③学術の進展や社会の要請と適合性

【法制研究所】

当研究所の理念・目的・教育目標を達成するため、「本学専任教員」と「法曹有資格者」で学习支援組織を構成する。

意思決定機関は定例会議で決定し、幹事会が企画・運営を行う。通常の事業活動は、全体を統括する所長・事務局長の指導・監督の下、法曹資格取得指導員が行う。指導員は各種講座・ゼミの学習支援指導を担当する。

【経理研究所】

会計学の発展・貢献、会計プロフェッショナルの要請に応えるために、本学の会計学を専門とする専任教員と本学出身の公認会計士で教育研究組織が編成されることは合理的である。

【行政研究所】

本学政治経済学部教員からなる運営委員会において意思決定される。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

【法制研究所】

当研究所の組織の妥当性については、年4回開催の定例会議が常時検証している。

【経理研究所】

当研究所の組織の妥当性の検証は運営委員会が行う。運営委員会は通常年1回、所員会議に先立ち開催されるが、2009年度は5月と2月に開催され、当研究所の組織の適切性について検証している。

【行政研究所】

年に数回の運営委員会を開催して問題の確認、解決策を話し合っている。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

【法制研究所】

- ・多数の法曹有資格者を輩出しており、社会的評価は高い。

【経理研究所】

本学教員と本学出身の公認会計士が連携して組織が運営されている点。

【行政研究所】

- ・入室試験の際に受験学生を運営委員が面接の上で合否決定し、優れた学生を選抜している。

(2) 改善すべき点

【法制研究所】

指導体制の一環である常駐指導を進める上で、常駐指導員には法曹有資格者を予定しているが、法曹有資格者は業務多忙のため適任者を得られない状況であり、法曹資格取得希望者に対する学習支援に支障を来たしている状況である。

【経理研究所】

特にない。

【行政研究所】

- ・当研究所は全学部学生を対象にして指導しており、全学的な組織へと改組する必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

【法制研究所】

常駐指導員としての法曹有資格者に対する手当てを保障する必要がある。

【経理研究所】

特にない。

【行政研究所】

- ・運営委員が講師陣といっそう密接に連携をとり、より実効性のある指導体制を作り上げる。
- ・生田校舎での公務員講座開講に向けて学内で連携をとり指導体制を作る。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

【法制研究所】

常駐指導員としての法曹有資格者に対する手当を保障する必要がある。

【経理研究所】

特になし

5 根拠資料

【法制研究所】

資料 1 2010 年度年度計画書

【経理研究所】

資料 1 本学国家試験指導センター経理研究所内規

資料 2 2009 年度第 2 回所員会議資料

資料 3 2010 年度年度計画書

III 教員・教員組織

実績・データ

【法制研究所】

幹事：7 名

法曹有資格指導員：67 名，法曹資格取得指導員：14 名，

法曹資格取得見込指導員：10 名

【経理研究所】

指導委員 13 名（本学出身公認会計士），事務局委員 5 名（本学専任教員）

当研究所主催各講座担当講師 16 名，

幹事：23 名（在学生 13 名，卒業生・修了生 10 名）

【行政研究所】

運営委員 15 名（本学政治経済学部専任教員），当研究所主催講座担当の講師 13 名

自己点検・評価（2009 年度の実績）

1. 目的・目標

(1) 目的・目標

【法制研究所】

法曹有資格者指導員が当研究所の理念・目的に沿った指導を行う。

【経理研究所】

公認会計士を養成するための教育プログラムなどの事業計画を実行する。

【行政研究所】

行政研究所運営委員会の下，外部講師と綿密に連絡を取り合いながら，学生指導に当たる。

(2) センター、委員会等の求める教員像

【法制研究所】

当研究所の理念・目的に沿った成果を出すために指導する法曹有資格者指導員

【経理研究所】

当研究所のために尽力し、学生のために熱心に指導する教員・講師

【行政研究所】

当研究所のために尽力し、学生のために熱心に指導する教員・講師

(3) 教員組織の編成方針

【法制研究所】

幹事が事業計画を策定し、事業計画に沿って法曹有資格者指導員を採用する。

【経理研究所】

通常の事業計画の実行は、全体を統括する所長・副所長の指導・監督の下、指導委員と事務局委員が行う。指導委員は各講座・特別会計研究室の受験指導を担当し、事務局委員は各講座・特別会計研究室の運営や庶務を担当する。事業計画を執行するために年4回所長・副所長・指導委員・事務局委員からなる合同委員会を開催する。

また、事業計画を実行するのに必要とする講座数に見合った講師陣を編成する。幹事は前年度合格者の中から幹事が選出され、入室試験の運営補助や日常の受験指導を支援する。

2. 現状（2009年度の実績）

(1) センター、委員会等として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか

①教員に求める能力・資質等の明確化

【法制研究所】

本学出身の法曹有資格者および法曹資格取得者

【経理研究所】

本学出身の会計学を専門とする教員又は公認会計士

【行政研究所】

教員は当研究所が円滑に運営されるよう努力し、外部講師は指導のプロとして、試験の動向を見極められる人物を採用する。

②教員構成の明確化

【法制研究所】

幹事が法曹有資格者および法曹資格取得者を選任している。

【経理研究所】

指導委員及び事務局委員の選出については当研究所内規第15条及び第16条に明記されている。幹事の選出については当研究所特別会計研究室室則に明記されてい

る。講座講師については合同委員会で適切な講師を審議して決定しているが、内規等で定めているわけではない。

③教員の組織的な連携体制と教育研究に係わる責任の明確化

【法制研究所】

組織的な連携体制は、定例会においてとられている。最終的な責任は所長、具体的には幹事会・指導員会の責任において学習支援を行っているが、規程等での定めはない。

【経理研究所】

合同委員会で連携体制はとられており、全体責任は所長、現場責任は指導委員長・事務局長の責任のもとに教育が実践されているが、内規等でその責任範囲を明確に定めているわけではない。

【行政研究所】

特になし

(2) センター、委員会等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

①編成方針に沿った教員組織の整備

【法制研究所】

法曹資格取得者を中心としたO B 法曹、及び研究室指導員を中心に、各種講座および個別指導を実施している。ただし、企画運営自体は極少数の教員とO B 法曹資格取得者による献身的なボランティア活動に支えられているのが現状である。

【経理研究所】

指導委員は本学出身の公認会計士で幹事経験者のなかから当研究所内規第15条に基づき、所長の推薦により所員会議の承認を経て選出されている。事務局委員は本学出身の会計学を専門とする専任教員のなかから当研究所内規第16条に基づき、所長の推薦により所員会議の承認を経て選出されている。

【行政研究所】

公務員試験の出題傾向が年々変化しているあるため、公務員試験に精通している「受験のプロ」に指導を仰がなければならない。2005年度から複数の受験予備校の看板講師を組織することができている。これら外部講師陣と、学部にある既存の行政研究所運営委員が連携をとつてより実効性のある指導体制を築いている。

②授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

【法制研究所】

幹事会において事業を策定し、法曹有資格者および法曹資格取得者を指導員として選任している。

【経理研究所】

各講座を担当する講師は、本学出身の会計学を専門とする教員や本学出身の公認会計士を中心に採用しており、各講座を担当するのに相応しい方を合同委員会で審議して決定している。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか

①教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

【法制研究所】

幹事会において事業を策定し、法曹有資格者および法曹資格取得者を指導員として選任している。

【経理研究所】

指導委員・幹事は内規に基づき指名されているが、講座講師は合同委員会で審議して決定しているものの、内規等で定めているわけではない。

②規定等に従った適切な教員人事

【法制研究所】

特に規定は定めていないが、法曹有資格者から適任者を選任しており、適切な人事を行っている。

【経理研究所】

指導委員・幹事は内規に基づき指名されているが、講座講師は合同委員会で審議して決定しているものの、内規等で定めているわけではない。

【行政研究所】

当研究所の講師は、各公務員受験予備校での評判など“実績”に基づいた採用をしている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか

①教員の教育研究活動等の評価の実施

【経理研究所】

指導委員については合同委員会にて指導体制やその具体的な内容について点検評価を行い、講座講師については年2回開催の講師打ち合わせ会で授業内容について意見交換を行っているが、授業評価等の客観的評価は実施していない。

②FDの実施状況と有効性

【法制研究所】

実施していない。

【経理研究所】

実施していない。

【行政研究所】

すべての講師が外部からのもので実施していない。

3 評 價

(1) 効果が上がっている点

【法制研究所】

・現場の事務運営は熱意のある教員とOB法曹資格取得者の多大なる協力の下に成り立っている。親身かつ献身的な活動があるからこそ、良き伝統と実績を受け継ぐことが可能であり、このことは高く評価できる。

【経理研究所】

本学教員と本学出身の公認会計士が連携して、組織が運営されており、会計士業

界の実情を考慮しながら、受験指導から就職指導まで実施できている点。

【行政研究所】

- ・公務員試験に精通した講師が専門的に各科目を指導するとともに、本学のOB・OGとともに試験の際に重要視される面接の指導にもあたり合格者増につながっている。
- ・入室の面接試験には、運営委員とともに講師陣も協力して選考に当たり、最終合格に結び付く学生を指導している。

(2) 改善すべき点

【法制研究所】

- ・法制研究所の運営が極少数のボランティア教員とOB法曹資格取得者のみに支えられているという現状は、指導体制の拡大傾向の下で、ますます深刻な問題となっている。センターの名に相応しい恒常的な組織が整備された以上は、次に続くものとして多数の教員スタッフや法曹資格取得者特別指導員による組織体制の整備が急務である。

【経理研究所】

組織的に指導体制は整っているものの、受験生のそばで常時指導できるスタッフがないために、受験生にタイムリーな指導ができず、一部の専任教員や本学出身の公認会計士がボランティア的に過度な業務に当たらざるをえない状況である。したがって、受験生に近いところで指導ができる特別指導員の導入が必要である。講座講師の採用についての内規がないのでこれを新設する。また、講座講師の教育活動を評価するしくみがないのでこれを構築することを検討する。

【行政研究所】

より頻繁に講師の実績を見直し、学生のニーズに合った採用を行う。また、受験指導体制を充実させるためには、専門的にメンタル面でもサポートし指導をする特別指導員の充実が必要である。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

【法制研究所】

法曹資格取得者特別指導員は本業の合間に指導しているので、指導に専念するためには指導員に対する手当てを保障する必要がある。

【経理研究所】

講座講師の採用に関する内規及び授業評価を実施するための内規を整備する。年度計画書・政策経費において特別指導員の配置を要求する。

【行政研究所】

研究所に所属する学生が全学部にわたっていることから、そのニーズをくみ取りより適切な指導を行うため、学長の下に全学的な運営委員会を立ち上げる。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

【法制研究所】

年度計画書・政策経費において特別指導員の配置を要求する。

【経理研究所】

年度計画書・政策経費において特別指導員の配置を要求する。

5 根拠資料

【法制研究所】

資料1 2010年度年度計画書

【経理研究所】

資料1 本学国家試験指導センター経理研究所内規

資料2 経理研究所特別会計研究室室則

IV 教育内容・方法・成果

実績・データ

【法制研究所】

(表1) 明治大学法科大学院出身の新法曹資格取得者に占める法制研究所所属者の割合

新法曹資格取得試験	資格取得者数A	法制研究所属B(B/A)	内,LSC室生C(C/A)	非利用者D(D/A)
2007年(第2回)	80名	76名(95%)	65名(81%)	4名(5%)
2008年(第3回)	84名	72名(86%)	58名(69%)	12名(14%)
2009年(第4回)	96名	79名(82%)	77名(80%)	8名(8%)

【経理研究所】

(表1) 公認会計士試験の受験者・合格者データ(2009年度)

	願書提出者	短答合格者	論文受験者	論文合格	最終合格率
全受験者	20,443名	2,289名	5,361名	1,916名	9.4%
大学全体	主催者非公表で不明	主催者非公表で不明	主催者非公表で不明	73名	主催者非公表で不明
経理研究所属	110名	70名	70名	33名	30.0%

(表2) 2009年度公認会計士試験本学学部別合格者数(経理研調べ)

2009年度公認会計士論文式試験合格者数(学部別)一覧 経理研究所調べ												2010年2月17日現在					
学部・学年	2年		3年		4年		会計M1		会計M2		卒業・修了		不明		合計		
	所属	室員	室員外	室員	室員外	室員	室員外	室員	室員外	室員	室員外	室員	室員外	室員	室員外	室員	
法学部											1					1	
											1					1	
商学部			7		7	1				6	12			20	13		
			7		8					18				33			
政経学部			3		1	1				1	8			5	9		
			3		2					9				14			
経営学部		1	2		2	3					5			5	8		
		1	2		5					5				13			
理工学部											1				1		
										1				1			
農学部											2				2		
										2				2			
商学研究科											1				1		
博士前期課程										1				1			
会計専門職							1			3	4			3	5		
							1			7				8			
合計		1	0	12	0	10	5	0	1	0	0	10	34	0	0	33	40
		1		12		15		1		0	44		0		73		
	※明大経理研調べは在学生、卒業・修了生のみ																
	※明大公認会計士会調べは明大出身者を含む																
	※上記以外に政経学部除籍者1名、経営学部中退者1名がいる																

【行政研究所】

(表1) 過去5年間の明治大学国家I種、国家II種合格者

国家試験名		国家I種試験				国家II種試験			
	行研期	明治大学申込者	行研受験者(行研合格者数)	明治大学最終合格者	明治大学申込者	行研受験者(行研合格者数)	明治大学最終合格者		
2006年度採用	46	526	5(1)	13	1298	12(5)	162		
2007年度採用	47	406	5(1)	13	1024	15(7)	138		
2008年度採用	48	344	11(0)	8	786	11(7)	158		
2009年度採用	49	300	13(1)	7	682	22(15)	150		
2010年度採用	50	318	18(4)	10	786	20(10)	149		

自己点検・評価（2009年度の実績）

[IV-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針]

1 目的・目標

(1) 目的・目標

【法制研究所】

社会正義を実現する法律専門職（法曹）の養成

【経理研究所】

会計プロフェッショナルとして社会的使命を果たす公認会計士の養成

(2) 教育目標

【法制研究所】

法律専門職（法曹）試験合格者の増加を目的とする。

【経理研究所】

当研究所内規第2条に定めるとおり、国家試験の受験指導を通じて人間形成を図ることを目的とする。

(3) 教育課程の編成・実施方針

【法制研究所】

幹事会において事業計画を策定し、学習支援を行う。

【経理研究所】

主として受験生の在学中合格を支援する。公認会計士試験合格を目指す学生が大学の授業と両立して、在学中に合格するためのカリキュラムを設計する。

2 現状（2009年度の実績）

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

① 学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示

② 教育目標と学位授与方針との整合性

③ 修得すべき学習成果の明示

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

① 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

【法制研究所】

駿河台地区（上級研究室）と和泉地区（基礎法学研究室）において、法曹資格取得者指導員、明大法曹会の弁護士の協力のもとに、また、外部機関との提携により、各種の講座を立ち上げ、徹底した支援を実践している。

和泉校舎における1年生を対象とした「明治大学法曹養成1年目入門講座」(56回)、2年生を対象とした「同2年目入門講座」(53回)、駿河台校舎における中・上級者を対象とする「応用問題演習（応用コース）」(24回)、「基礎知識確認講座」(12回)、「適性試験トレーニング講義」(15回)、「適性試験オープン」(11回)、法律文書作成個別指導講座、「応用問題演習」(14回)、「基礎知識確認講座」(15回)、「法律実務文書起案演習」、自主ゼミサポート、個別指導、法曹資格取得者ゼミを実施し、多数の法曹資格取得者および法科大学院進学者を輩出している。

なお、当研究所の2009年の在籍者数は、1年生入門講座209名、2年生入門講座48名、上級研究室所属118名、法科大学院会員347名である。

【経理研究所】

当研究所の教育目標に基づく教育プログラムは、毎年発行している当研究所パンフレットに記載している。

【行政研究所】

毎年カリキュラムの見直しを行い、いっそう実戦的なカリキュラムを設計している。増加している国家I種試験志望者には法律職、経済職、行政職の試験特性に合わせたきめ細かい指導をおこなうことで、学生たちの学習意欲は大幅に伸びている。

1、2年生で受験科目の基礎を徹底的に指導し国家・地方を問わず公務員試験全般に対応し、3年生では進路相談等を行い、国家I種試験をメインターゲットに勉強するよう指導している。

4年生では、直前対策として4～5月、希望職ごとに、択一・専門記述・教養論文、また近

年重視されている総合試験対策としての論文指導の充実と採用に直結する面接試験対策指導を積極的に展開する。

②科目区分、必修・選択の別、単位数の明示

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか

①周知方法と有効性

【法制研究所】

入学時、和泉校舎にて法学部全学生にパンフレットを配布し、ガイダンスを実施している。

駿河台校舎においては、講座ごとにパンフレットを作成・配布するとともに、Oh-o!Meijiでも配信している。

【経理研究所】

当研究所パンフレットに記載し、これを学内で配布しているが、その有効性を検証したことはない。

【行政研究所】

入学時、和泉校舎に入室案内を兼ねたパンフレットを配備し、ガイダンスのポスターを掲示している。

オリエンテーション期間中に、法学部と政治経済学部では全新入生を対象にガイダンスを実施している。また、別途、全学部生を対象に和泉校舎にて3回のガイダンスを開催し、2009年度には約550名の1、2年生が参加した。

②社会への公表方法

【法制研究所】

当研究所パンフレット及びホームページを通じて公表している。

【経理研究所】

当研究所パンフレット及びホームページを通じて公表している。

【行政研究所】

本学ホームページ上で行政研究所の情報を提供している。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

【法制研究所】

当研究所は、学習支援目標の編成・実施方針の適切性について、年4回開催の定例会議で定期的に検証を行っている。

【経理研究所】

年4回実施の合同委員会、年1回の運営委員会及び所員会議で検証している。

【行政研究所】

年に数回の運営委員会を開催して問題の確認、解決策を話し合っている。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

【法制研究所】

・徹底した実践的指導により、毎年多数の法曹資格者を輩出している。當時、明治大学が全国大学別法曹取得者数の上位校（2006～9年の新法曹資格取得者数および旧法曹資格取得者数はともに4年連続全国6位）に名を連ねられるのは、指導経験豊富で情熱のある法曹資格取得指導員による個別指導の成果であり、このことは当研究所の特色として、高く評価できるところである。また、学生の個性を重んじた指導がなされ、プロとしての法曹に必要不可欠な能力の涵養と人格形成に寄与している。

なお、外部機関との提携講座の実施は、指導員を十分に確保できない時期における指導を可能とし、法曹資格取得者による個別指導と相俟って、十分な成果を上げている。また、大学キャンパス内にて実施しているため、低廉な受講料設定、通学時間の解消、学部の履修計画との両立を可能とするなど、学生側のメリットも大きい。

【経理研究所】

大学の正規のカリキュラムと両立しながら、在学中に公認会計士試験に合格できるような教育課程を編成しているが、2009年度は学部に在籍する合格者28名のうち23名が当研究所に所属する学生である。

【行政研究所】

- ・学生たちの自主性を重んじた運営がなされており、単なる受験指導に終わらず、能力と識見においても優れた公務員を養成する機関として機能している。
- ・国家I種1次試験最終合格者の増加がみられる。行研生のレベルも上昇し、国II・地方上級など各種試験にもこれまで以上に合格者が増加している。

(2) 改善すべき点

【法制研究所】

・法曹資格者の多数輩出という伝統と実績は、今後も承継することが緊急課題である。そのためには、これら法曹養成制度に対応した従来の3～5倍規模の室生の受け入れ体制を完備する必要がある。

新入生向け入門講座の申し込み状況（2009年209名）から明らかかなように、法学部生の法曹資格取得および法科大学院進学に対する情熱は強い。毎年2,500人以上の法曹資格取得者の輩出が予定されている時代に適合するために、ロースクール入試対策講座として、法学部生向け講座の充実をさらに図る必要がある。特に、法学部の新カリキュラムやコース制（法曹コース）と連動した新指導体制の確立が強く望まれる。そのためにも、法学部との強い提携の下、教員の積極的協力などを視野に入れた新体制作りについても検討されるべきである。

【経理研究所】

予算措置が必ずしも十分でない。また、和泉キャンパスでの正規の時間割が過密状態となってきたため、大学の正規のカリキュラムとの両立に苦慮している。

【行政研究所】

・学生に自主性を与える運用をさせた場合、学生が運営に力を注がねばならない。所属学生が増えた今日、執行部を形成する学生たちに相当の負担を強いている。

- ・全学で一層の合格者を出すべく、生田校舎における理科系学生の指導を実施するなど全学的な取り組みを行うとともに、実際に採用につながるよう面接指導により力を入れる。
- ・2009年度には国I最終合格者4名と増加したが、採用人数を増やすには至らなかつた。次年度には入室試験希望者も各種公務員試験合格者も格段に増大すると予想される。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

【法制研究所】

新たな法曹養成制度の理念に適合した教育支援体制を確立するためには、法曹有資格指導員に対する十分な手当への支給が必要なのでそれに見合う予算要求を行う。

【経理研究所】

過年度の実績に基づき、十分な予算申請を行う。

【行政研究所】

過年度の実績に基づき、十分な予算申請を行う。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

【法制研究所】

新たな法曹養成制度の理念に適合した教育支援体制を確立するためには、法曹有資格指導員に対する十分な手当への支給が必要なので、それに見合う予算を要求する。

【経理研究所】

過年度の実績に基づき、十分な予算申請を行う。

【行政研究所】

過年度の実績に基づき、十分な予算申請を行う。

5 根拠資料

【法制研究所】

資料1 2010年度年度計画書

【経理研究所】

資料1 2009年度第1回～第4回合同委員会資料

【IV-2 教育課程・教育内容】

1. 目的・目標

【法制研究所】

法律専門職（法曹）を目指す学生に対し、修了後直ちに合格できる指導体制を構

築する。

【経理研究所】

公認会計士試験合格を目指す在学生が大学の授業と両立して，在学中に合格するためのカリキュラムを設計する。

2 現状（2009年度の実績）

- (1) 教育課程の編成・実施方針に基づき，授業科目を適切に開設し，教育課程を体系的に編成しているか。

① 必要な授業科目の開設状況

【法制研究所】

・和泉校舎における1年生を対象とした「明治大学法曹養成1年目入門講座」(56回)，2年生を対象とした「同2年目入門講座」(53回)，駿河台校舎における中・上級者を対象とする「基本六法講座」(21回)，「基礎知識確認講座」(24回)，「応用問題演習講座」(21回)，「適性試験スタンダード講座」(15回)，「適性試験オープン講座」(10回)，法律文書作成個別指導講座，「法律実務文書起案演習」，自主ゼミサポート，個別指導を行っている。

【経理研究所】

公認会計士試験の受験を目指すきっかけとなるような簿記講座を開設，合格を支援するような会計士講座を開設する。具体的には入門・基礎期として，会計士入門クラスを1コマ，集中コースを2コマ，標準コースを5コマ，応用期として会計士本科クラスを3コマ開講している。

【行政研究所】

- ・和泉において1・2年には，政治学，行政学，憲法，行政法，民法，経済学，数的処理を基本的に，平日18：00～21：00(2コマ)を230コマの特別講義を開講している。
- ・駿河台では3・4年生に，国Ⅰ行政系・法律系・経済系科目のほかに数的処理，人文科学，文章理解，面接対策等を前期・後期および夏期休暇中に基本的に平日2コマ，合計660コマを開講している。
- ・ガバナンスの院生の講座は受講者数が減少しているため，2009年度からは行政研究所でのガバナンス用の講座を特に設置しないこととした。それに代わり，受講申込者には提携公務員予備校の国Ⅱ・地上主要科目クラス受講の補助をする。2009年度は7名が受講した。

②順次性のある授業科目の体系的配置

【法制研究所】

受講生の能力に応じ，入門講座，初級講座，中級講座，上級講座，特別講座とクラス別に講座を配置している。

【経理研究所】

入門クラス・集中クラス→計算基礎クラス→会計士本科クラスの順に体系的に配置されている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

② [学士課程] 初年次教育・高大連携に配慮した教育内容

【法制研究所】

当研究所の学習支援方針に基づき、適切な学習支援対策を実施している。

【経理研究所】

簿記会計の世界に親しむ生徒を増やすため、導入教育である簿記講座を、付属高校生を対象に開設している。2009年度は夏休みに3級と2級の簿記講座を、春休みに3級簿記講座を開設した。この他、各高校でのガイダンスや体験入門講座の開設も行い、広報活動にも力を入れ始めた。

- ・明治高校：7月にガイダンス及び体験講座を実施
- ・中野高校で4月にガイダンス及び体験講座を実施
- ・中野八王子高校で6月にガイダンス、7月に体験講座を実施

【行政研究所】

- ・特になし

3 評価

(1) 効果が上がっている点

【法制研究所】

- ・若手法曹有資格指導員が多く、受講者からの評価が高い。
- ・入門コース、中級コース、上級コースと一貫した指導体制をとり、法曹資格取得に貢献している。

【経理研究所】

- ・大学との授業を両立しやすい時間設定やリーズナブルな受講料で利用できるということもあり、2009年度は新規で約250名の新入生が当研究所の講座を利用している。
- ・経験豊富な本学教員、本学出身の教員・公認会計士がカリキュラムを編成し、直接指導に当たっていることや、公認会計士試験合格を目指す一連の講座体制（入門クラス→計算基礎クラス→提携専門学校の本科クラス）が整い、合格者予備軍の養成に成功している。
- ・立地条件のよさを活かし、提携専門学校との業務提携がうまく機能している。
- ・付属高校の高大連携主任（進路指導主任）等と密に連絡をとりながら、保護者・高校生のニーズに応じて講座を運営している。本講座で興味をもった生徒が早い段階から公認会計士試験を目指して、在学中早い段階で合格できる環境を整備し、付属高校生の進路開拓に貢献している。

【行政研究所】

- ・公務員試験に精通した講師が和泉および駿河台においてメインターゲットを国家I種試験受験として、指導にあたっている。
- ・行政研究所出身の現職公務員がボランティアで日常的に業務説明や相談、面接指導等にあたり、勉強に対する意欲を高めている。

(2) 改善すべき点

【法制研究所】

・予算が削減されたため、法曹資格指導員の業務委託費を抑えている。

【経理研究所】

必要な授業を設計するための予算が必ずしも十分でない。

【行政研究所】

・他大学では理工系の技官を中心に国I合格者を輩出している。本学でも生田地区において理工・農学部生を対象にした指導を開始する。理工学部・農学部との協力関係を築き、弾力的な運営に当たる必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

【法制研究所】

年度計画書において法曹有資格指導員の予算増を要求する。

【経理研究所】

年度計画書・政策経費において特別指導員の配置を要求する。

【行政研究所】

次年度から生田地区で講座を開設できるよう、講師・事務体制の準備をする。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

【法制研究所】

年度計画書において法曹有資格指導員の予算増を要求する。

【経理研究所】

年度計画書・政策経費において特別指導員の配置を要求する。

5 根拠資料

【法制研究所】

資料1 2010年度年度計画書

資料2 国家試験指導センターパンフレット（2009年度発行）

【経理研究所】

資料1 当研究所パンフレット（2009年度発行）

【IV-3 教育方法】

1. 目的・目標

2 現状（2009年度の実績）

(1) 教育方法および学習指導は適切か

①教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用

【法制研究所】

法律専門職（法曹）養成のために必要な講義・ゼミを設定している。

【経理研究所】

簿記検定試験及び公認会計士試験合格を支援するために必要な講義と問題演習（答案練習）が授業に設定されている。

②履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

【法制研究所】

指導員一人当たりの受講者を少人数に抑えて指導内容の充実を図っている。

【経理研究所】

試験直前期には幹事（昨年度合格者）による質問対応の機会を設けて学習指導の充実を図っている。

③学生の主体的参加を促す授業方法

【法制研究所】

室生の希望による。

【経理研究所】

各講師の裁量に任せている。

④【修士・博士課程】研究史等計画に基づく研究指導・学位論文作成指導

【専門職学位課程】実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導

【法制研究所】

・当研究所では、法曹資格取得者を対象に実務的能力の向上を目指し修習前指導を行っている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

①シラバスの作成と内容の充実

【法制研究所】

講座募集にあたり指導員が作成している。

【経理研究所】

計算基礎クラスや生田簿記クラスではシラバスを作成しているが、すべての講座についてシラバスを作成しておらず、担当講師の裁量に任せている。

②授業内容・方法とシラバスとの整合性

【法制研究所】

当研究所では、指導員会議で指導方針を決定し、指導員が指導方針に基づいて指導内容を決定し、指導を行っている。

【経理研究所】

各講座の授業は講義と問題演習がバランスよく組み込まれており、計算基礎クラスではそれがシラバスに明示されて授業運営が行われている。

【行政研究所】

特になし

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか

①厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）

②単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

③既修得単位認定の適切性

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか

①授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

【法制研究所】

・当研究所では、指導終了後報告書を提出させ、指導員会議および幹事会で改善を図っている。

【経理研究所】

合同委員会及び講師打ち合わせ会において授業運営にかかる点検評価のための意見交換は実施しているが、学生による授業評価やF Dなどの組織的研修は実施していない。

【行政研究所】

・特になし

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

【法制研究所】

特になし

【経理研究所】

計算基礎クラスでは、授業内容を収録して復習できるようD V Dを制作していることもあり、受講生がシラバスにそって計画的に学習できる環境になっている。

(2) 改善すべき点

【法制研究所】

特になし

【経理研究所】

学生による授業評価を行い、授業内容・方法を検証する必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

【法制研究所】

検討中

【経理研究所】

学生による授業評価を実施するためのしくみを構築する。

【行政研究所】

従来までの行研O B・O Gによる講演や日常的指導に加え、駿河台・和泉地区に特別指導員を配置し、学生たちのモチベーションを保つよう指導する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

【法制研究所】

検討中

【経理研究所】

学生による授業評価を実施して、授業内容・方法の向上を目指すP D C Aのサイクル構築を目指す。

5 根拠資料

【経理研究所】

資料1：2009年度計算基礎クラス授業計画表

【IV-4 成 果】

1. 目的・目標

【法制研究所】

法律専門職（法曹）試験合格者を3桁の大台に乗せる。

【経理研究所】

- ・公認会計士試験における本学在学生・卒業生・修了生の合格者の安定的輩出
- ・上記合格者に占める当研究所所属学生の割合を過半数に近づける。
- ・上記合格者に占める在学生の割合を増やす。

2 現状（2009年度の実績）

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか

① 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

【法制研究所】

検討中

【経理研究所】

個人情報保護により本学関係者の合格者数や合格率の把握が困難な状況になっているため、成果の測定が難しい状況であるが、在学生に関しては関係部署との連携で合格者に関しては全員把握することができた。

② 学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

【法制研究所】

室生による自己評価は、合格者による再現答案集および合格体験記で確認できる。

【経理研究所】

学生による自己評価は、合格者による合格体験記で確認できる。卒業後の評価については確認していない。

【行政研究所】

- ・特になし

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

【法制研究所】

法律専門職（法曹）「試験合格者が4年連続全国6位の地位を占めた。

【経理研究所】

当研究所調べによると、2009年度の本学関係者の合格者数は73名で全国第5位にランクされる。また合格者73名のうち当研究所所属の学生は33名（45.2%）、在学生合格者29名（39.7%）であった。特に在学生合格者のうち23名（79.3%）が当研究所所属生で、学部生（2・3年生）合格者13名については100%当研究所所属生であり、設定した目標を達成している。

【行政研究所】

国家公務員I種試験の合格者が政府方針に基づいて削減されているにもかかわらず、等研究所所属の学生たちの合格者数は増加している。また東京都庁など、地方上級職の合格者数も増加している。

(2) 改善すべき点

【法制研究所】

本学関係者の合格者数の増加と当研究所所属生の合格者3桁を目指す。

【経理研究所】

本学関係者の合格者数の増加と当研究所所属生の合格者占有率過半数を目指す。

【行政研究所】

試験に合格しても採用につながらない場合も多いため、学生たちに一層の実力を付ける指導を行う。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

【法制研究所】

法律専門職（法曹）試験合格者を3桁の大台に乗せる。

【経理研究所】

当研究所所属生の合格者占有率過半数を目指す。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

【法制研究所】

法律専門職（法曹）試験合格者数の増加で全国第3位を目指す。

【経理研究所】

本学関係者の合格者数の増加で全国第3位を目指す。

5 根拠資料

【経理研究所】

資料1：2009年度第1回～第4回合同委員会資料

V 学生の受け入れ

実績・データ

(表 1) 過去 4 年間の法制研究所登録室生数

	1年 目入 門講 座	2年 目入 門講 座	上級 研 室 (下 段 新 入 生)	特研 (下 段 新 入 生)	法研 (下 段 新 入 生)	司法 研 (下 段 新 入 生)	駿研 (下 段 新 入 生)	現研 (下 段 新 入 生)	LSC 室生
'06	424	79	187 (74)	47 (14)	37 (14)	34 (14)	39 (14)	30 (14)	156
'07	247	103	140 (31)	40 (6)	27 (7)	28 (6)	27 (6)	18 (6)	161
'08	215	84	147 (53)	38 (11)	31 (11)	26 (11)	29 (10)	23 (10)	224
'09	209	48	151 (34)	39 (7)	32 (7)	30 (8)	27 (6)	23 (6)	314

(表 2) 2009 年度特別会計研究室在籍室員数(2010.3.31 現在)

駿河台	137 名
和 泉	227 名

(表3) 2009年度経理研究所主催講座受講者数(2010.3.31現在)

	合格目標			前期			後期			
	3級	2級	1級	曜日	担当者	備考欄	曜日	担当者	備考欄	
簿記標準クラス	2009.11月 又は 2010.2月	2009.11月 又は 2010.2月	月 木	鈴木昭(3級)	12名	月	建部 (2級商簿)	22名		
				坂本(3級)	15名	木	薄 (2級工簿)	21名		
簿記集中クラス	2009.6月	2009.11月	月・金	井上(3級)	39名	月・金	井上(月・商) 2級(金・工)	39名		
				月・木	大槻(3級)	62名	月・木	大槻(月・商) 2級(木・工)	62名	
			月・木	本所(生田3級)	19名					
会計士入門クラス	2009.6月	2009.11月	土	五十嵐 (3級)	129名	土	五十嵐(2級)	129名		
会計士計算基礎クラス	2009.11月 2010.6月	2009.11月 2010.6月	随時	DVD講座	30名	随時	DVD講座	-		
			月木 火金	柴田(工原) 富川(商会)	71名	月・木	柴田 (1級工簿・原計)	110名		
						火・金	富川 (1級商簿・会計)			
						月火 木金	大原 (1級商会・工原)			
会計士本科クラス	答練講座(2010.8月)						通学・DVD等	TAC/大原/グレアール		
	専門学校(2010.8月)			通学・DVD等	TAC/大原/グレアール	57名	通学・DVD等	TAC/大原/グレアール		
	企業法(2010.8月)			金	飯田	26名	金	飯田	20名	
付属高校簿記講座	合格目標			夏期集中			春期集中			
	2009春 3級	2009夏 2級	2010春 3級	曜日	担当者	受講者数	曜日	担当者	受講者数	
高校コース	2009.6月 又は 2009.11月	2009.11月 又は 2010.2月	2010.6月 又は 2010.11月				2009春 (明高)	長屋 (3級)	21名	
				2009夏 (明高)	薄 (3級)	64名				
							2010春 (明高)	薄 (3級)	32名	
							2009春 (明中)	未開講		
				2009夏 (明中)	堀越 (3級)	53名				
					河野 (3級)	37名	2010春 (明中)	大野 (3級)	3名	
				2009夏 (八王子)	河野 (3級)	27名	2009春 (八王子)	大野 (3級)	8名	
				2009夏 (3校合開)	長屋・山浦 (2級商・工)	9名				
							2010春 (八王子)	大野 (3級)	3名	

(表 4) 2009 年度行政研究所学部別在籍者

2009年度行政研究所学部別構成表					
学部	学科	50期	51期	52期	53期
法		7	24	48	40
商		1	1	0	5
政経	政治	6	7	10	20
	地域行政	7	4	15	24
	経済	7	5	14	24
文		1	6	2	7
経営		1	5	0	2
情コミ		0	1	3	0
農経		0	3	0	2
国際		0	0	0	1
合計		30	56	92	125

自己点検・評価（2009 年度の実績）

1. 目的・目標

（1）目的・目標

【法制研究所】

和泉においては、法律専門職（法曹）を目指す学生を対象として法律学の基礎知識の養成につとめる。駿河台では、法科大学院進学を目指す学生を対象とした学習支援および修了と同時に法曹資格取得を目指す修了生の学習支援を行う。

【経理研究所】

和泉においては受講者数 300 名の受け入れを目指して受験生予備軍の養成につとめる。駿河台では特別会計研究室員 120 名の受け入れを目指して合格者予備軍の養成につとめる。

【行政研究所】

和泉においては、1年生 100 名、2年生 80 名を目途に公務員試験の指導にあたる。駿河台では国家公務員 I 種試験最終合格をメインターゲットに 120 名を指導する。

（2）学生の受け入れ方針

【法制研究所】

法律専門職（法曹）を目指す学生で、法科大学院進学を目指す学生・卒業生、および修了と同時に法曹資格取得を目指す修了生を受け入れる。

【経理研究所】

和泉においては簿記や会計に関心がある学生を、駿河台では翌年度の公認会計士試験合格を目指して本気で取り組む本学学生・卒業生・修了生を受け入れる。

【行政研究所】

和泉においては、国 II ・ 地方上級などの公務員試験受験にも対応できる基礎力養

成講座を開き、最終的に国Ⅰを目指す1・2年生を受け入れる。駿河台では国Ⅰをメインターゲットに応用力養成に力を入れ、最終合格・内定を目標にする3・4年生を受け入れる。

またガバナンス院生を受け入れ、提携公務員予備校の国Ⅱ・地上主要科目クラス受講の補助をする。

(3) 求める学生像

【法制研究所】

法律専門職（法曹）を目指す学生で、修了と同時に法曹資格取得を目指す学生。

また、法曹資格取得後は後輩を指導してくれる学生。

【経理研究所】

会計プロフェッショナルとして社会的使命を果たす公認会計士を目指す学生で、特に在学中に試験合格を目指す学生。また、合格後は後輩の指導に当たってくれる学生。

2. 現状（2009年度の実績）

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

① 求める学生像の明示

【法制研究所】

入室案内に記載している。

【経理研究所】

入室試験の実施要項に記載している。

【行政研究所】

・国家Ⅰ種試験を主なターゲットとして公務員を目指す学生を受け入れ、社会的に優れた人材を育て上げ、ひいては明治大学の校風振興に寄与することを目的としている。駿河台・和泉地区で約300名の研究生の指導をする。

② 当該課程に入学するに当たり、習得しておくべき知識等の内容・水準の明示

【法制研究所】

入室案内に記載している。

【経理研究所】

入室試験の実施要項に記載している。

【行政研究所】

4月に実施するガイダンスにおいて配布する資料およびガイドブック、ホームページに記載している。

③ 障がいのある学生の受け入れ方針

【法制研究所】

特に明示していない。

【経理研究所】

当該項目については明示していない。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

①学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

【法制研究所】

和泉校舎における1・2年生を対象とした「明治大学法曹養成1年目2年目入門講座」と駿河台校舎における3年生以上を対象とした「適性試験スタンダード講座」、「適性試験オープン講座」は、明治大学学部生または卒業生であれば学部・学年を問わず誰でも受講することができる。

これに対し、駿河台校舎における「応用問題演習講座」と「基礎知識確認講座」は、上級研室生のみに受講資格が与えられる（上級研究所入室試験を年に1回実施。明治大学学部生または卒業生であれば学部・学年を問わず誰でも受験が可能）。

法曹養成制度に即応した講座は、LSC（ロースクールクラス）室生（明治大学法科大学院あるいは明治大学学部卒兼他大法科大学院修了生および3年生10月以降の者）に限り受講できる。LSC室生は右の条件を満たしていれば随時室生となることができる。この他、特別講演会など全員自由参加型の行事についてはLSC室生でなくても受講できる。

【経理研究所】

駿河台の特別会計研究室では、入室試験実施要項に基づき、本学の在学生・卒業生・修了生を対象に、7月12日、11月29日、1月31日の年3回、室員を募集するために入室試験を実施した。7月は短答式試験の合格発表後、12月は論文式試験の合格発表後、2月は主に和泉分室からの転室試験・12月短答式試験の合格発表後という位置づけで実施している。選抜方法は会計士試験でも重要な「財務会計論（簿記）」「財務会計論（財務諸表論）」「管理会計論」の3科目と面接試験を課している。本試験のうち会計学が700点中300点を占めており、合格に必要な基礎力を確認するのに適している。

和泉の特別会計研究室では、入室試験実施要項に基づき、6月8日と11月9日の年2回、入室試験を実施した。試験は各自の習熟度に応じて簿記1～3級程度の筆記試験を課しており、公認会計士受験者を養成するという観点で行っている。

【行政研究所】

世間に公務員人気が根強くある上に、近年行政研出身者の合格が増えていること、そして国家I種試験をメインターゲットとしたことで、行政研究所の志望者が増え続けている。

国家I種試験は難関であるため、長期にわたって不断の努力を必要とする。このため、比較的にやさしい他の職種受験者と一緒に指導することは得策ではない。しかし、入学時には志望動機もあいまいなため、また、志望別指導が出来ない現実もあり、行政研究所においては、入室時と進級時に試験を行い、真にやる気があり、それにこたえる能力を持った学生を指導対象としている。

和泉地区での在籍者数として1年生100名、2年生80名を目指し、国家I種試験を受けることを最終目標とした学生を筆記および面接試験によって受け入れて

いる。

(3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

①収容定員に対する在籍学生数比率の適切性

【法制研究所】

和泉では収容定員 66 名に対して 200～300 名の室員・受講生を受け入れているが、座席を自由席制にすることで対応している。駿河台では収容定員 309 名に対してほぼ同数の室員を受け入れている。

【経理研究所】

和泉では収容定員 130 名に対して 200～300 名の室員・受講生を受け入れているが、一部を除き、座席を自由席制にすることで対応している。駿河台では収容定員 88 名に対して 120～130 名の室員を受け入れているが、固定席が慢性的に不足している状況である。

②定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

【法制研究所】

和泉では収容定員 66 名に対して 200～300 名の室員・受講生を受け入れているが、座席を自由席制にすることで対応している。駿河台では収容定員 309 名に対してほぼ同数の室員を受け入れている。

【経理研究所】

駿河台では毎年、年度計画書において自習室の整備・拡充を申請している。

【行政研究所】

・2009 年では 1・2 年生の入室試験受験者数が 292 名と急増した。また 3・4 年生も在籍者が 86 名となり、11 号館に新たに自習室 2 教室確保した。次年度にはさらに多くの学生が進級するため、自習室および講義室不足が確実視される。年度計画書において自習室の整備・拡充を申請している。

(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

①入試問題を検証する仕組みの導入状況

【法制研究所】

法曹資格取得者が入室試験問題を作成し、検証を行って実施する。

【経理研究所】

指導委員・幹事が問題を作成し、複数の幹事によって出題ミスがないかどうかをチェックしている。

【行政研究所】

新入生に対しては、入学手続き書類の中に国家試験指導センターのパンフレットを同封し、公務員試験指導の説明をしている。

入室試験募集については、大学ホームページ上でガイダンス、入室申込等の詳細を掲載している。

法学部と政治経済学部の新入生に対して、また全学部生対象に4月に3回の入室ガイダンスを和泉地区において開催している。

入室試験（筆記試験）は3年生が問題作成、検証を行って実施する。この結果はあくまでも選考の参考資料としている。

入室試験（面接試験）は筆記試験を行ったうえで、運営委員と講師が選考にあたっている。入室試験担当の3年生も同席し選考の補助をする。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

【法制研究所】

原則として希望者全員の入室を認めており、勉学意欲さえあれば誰でも受講できる環境が整備されている。

【経理研究所】

当研究所の利用者は年々増加傾向にあり、合格者占有率の増加につながっている。

【行政研究所】

・近年入室希望者が急増し、優れた学生が多く入室している。最終的に各種公務員試験合格者の増加につながっている。

(2) 改善すべき点

【法制研究所】

特になし。

【経理研究所】

特になし。

【行政研究所】

特になし。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

【法制研究所】

学習指導体制の更なる充実を図る。

【経理研究所】

2010年度に予定している猿楽町校舎移転に伴い、自習室の拡充を予定している。

【行政研究所】

3・4年生で入室を希望する能力やる気のある学生には、勉強の進捗度等を確認のうえ入室できるよう門戸をさらに広げる。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

【法制研究所】

法律専門職（法曹）を目指す学生を多く受け入れるとともに、指導体制の充実

を図る。

【経理研究所】

特にない。

【行政研究所】

公務員を目指すやる気のある学生を一人でも多く受け入れ、学生同士がお互いに高めあって勉学できる場を確保し、指導体制を充実させる。

5 根拠資料

【法制研究所】

資料 1：平成 21 年度入室案内

資料 2：2010 年度年度計画書

【経理研究所】

資料 1：2009 年度合同委員会資料

資料 2：2009 年度入室試験実施要項

資料 3：2010 年度年度計画書

VI 学生支援

実績・データ

【法制研究所】

データ 1：早期卒業報奨金授与者数 1 名

データ 2：法学検定二級合格奨励金授与者数 2 名

データ 3：答案練習会成績上位者奨励金授与者数 24 名

【経理研究所】

データ 1：現役合格者報奨金授与者数 29 名

データ 2：合格奨励奨学金授与者数 20 名

データ 3：奨励賞授与者数 17 名

【行政研究所】

データ 1：国家公務員 I 種採用試験最終合格報奨金授与者数 4 名

データ 2：国家公務員 I 種採用試験 1 次合格報奨金授与者数 7 名

データ 3：奨学奨励金授与者数 21 名

自己点検・評価（2009 年度の実績）

1. 目的・目標

(1) 目的・目標

【法制研究所】

法科大学院修了年に法曹資格取得を目指す修了生が、法曹資格を取得できるような環境整備を行う。

【経理研究所】

大学の単位修得と両立して在学中の試験合格を目指す学生が、それを実現できるよう環境を整備する。

(2) 学生支援に関する方針

【法制研究所】

法科大学院修了年に法曹資格取得を目指す修了生が、法曹資格を取得できるような環境整備を行う。

【経理研究所】

大学の単位修得と両立して在学中の試験合格を目指す学生が、それを実現できるよう経済的に支援する。

2. 現状（2009年度の実績）

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか

①学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

【法制研究所】

学生支援に関しては、法制研究所合格者報奨金および奨励金に関する内規および同細則に定めている。

【経理研究所】

当研究所内規第3条に必要な事業内容が明記されているが、具体的な規定はない。また、経済的支援については、現役合格者報奨金に関する内規、合格奨励奨学金に関する内規、奨励賞に関する申し合わせに明記している。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか

①留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性

【法制研究所】

留年者及び休・退学者については、学習支援の対象としていない。

【経理研究所】

学部の対応に準じて行っている。

②補習・補充教育に関する支援体制とその実施

【法制研究所】

法曹有資格取者による個別指導において学習支援を行っている。

【経理研究所】

試験直前期には幹事による質問対応の機会を設けている。

③障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

【法制研究所】

特に定めていないが、必要に応じて適宜対応する。

【経理研究所】

特に定めていないが、該当する学部の対応に準じて行う。

④ 奨学金等の経済的支援措置の適切性

【法制研究所】

各種講座の受講料を可能な限り低廉な金額に設定することにより、学生負担の軽減を図っている。また、法曹資格取得のインセンティブを与えるため、在学中（または卒業年度）に法曹資格を取得した者に対して年間授業料相当額（またはその半額）を、早期卒業や飛び級入学、在学中法曹資格取得や法学検定2級に合格した者に対して5～20万円を給付する各種奨学金制度を実施している。

【経理研究所】

公認会計士試験、簿記検定試験の合格を目指す学生のやる気を引き出すなど、学習に専念できる環境を整備している。具体的には提携する専門学校を利用する場合の経済的支援や成績優秀者に対する奨学金を1人当たり5～10万円程度用意し、50名程度の支援を行い、合格者輩出をサポートしており、この中から合格者が出ていている。

駿河台での入室試験（12月と1月）の際に、奨学金選考を兼ねる制度を導入しており、12月には上位10名に対して、大学予算から10万円の合格奨励奨学金の給付している。また、1月には上位5名に対して、明治大学経理研究所奨学基金より5万円の奨学金を給付している。受給者の多くが試験に合格している。

室員で学部在学中に合格した学生に対しては2005年度から、授業料相当額を上限とする合格報奨奨学金を支給し、褒賞している。

【行政研究所】

- ・行政研究所に在籍する研究生の成績優秀者に対して、奨学奨励金を支給している。国家I種試験1次試験および最終試験に合格した研究生に対して報奨金（それぞれ10万円と30万円）を支給している。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか

① 心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

【法制研究所】

快適な学習環境を整備するという面で配慮している。

【経理研究所】

必要に応じて学生相談室と連携している。

② ハラスメント防止のための措置

【法制研究所】

大学の体制に準ずる。

【経理研究所】

大学の体制に準ずる。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか

①進路選択に関する指導・ガイダンスの実施

【法制研究所】

学習支援の一環として行っている。

【経理研究所】

2009 年度から就職キャリア支援事務室及び当研究所 O B O G の協力を得て、8 月下旬に就職セミナー（監査法人説明会）を実施し、好評であった。

【行政研究所】

毎年 4 月に、法学部と政治経済学部の新入生に対して、また全学部生を対象に 4 月に 3 回の行政研究所入室ガイダンスを和泉地区において開催している。

②キャリア支援に関する組織体制の整備

【法制研究所】

明治大学法曹会がその役割を果たしている。

【経理研究所】

専用の部署は設けていないが、合同委員会がその役割を果たしている。

【行政研究所】

公務員試験に精通した講師および O B ・ O G による進路相談、個別受験相談、面接指導等が行われている。和泉および駿河台地区に特別指導員を配置し、日常的に支援できるようにする。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

【法制研究所】

- 各種講座の受講料を低廉に設定している点、及び、多種多様な奨学制度を設けている点は、高く評価できる。

【経理研究所】

- 奨学金を支給し学習活動の奨励を図ることにより、実践的な会計に係る教育研究の充実ならびに会計実務界への有望な人材の輩出に寄与している。また、学生の学習の動機付けにも貢献している。在学生だけでなく、卒業生や修了生にもそのチャンスを与えていている。

【行政研究所】

- 奨学金を支給し学習活動の奨励を図ることにより、学生のやる気とチャレンジ精神を引き出すことに役立っており、学生個人の目標達成、本学の学風の振興に寄与している。
- O B ・ O G によって公務員の現場の話を聞くことができ、具体的なイメージに基づく選択がなされている。

(2) 改善すべき点

【法制研究所】

- 経済的支援制度は学生にとって、精神・経済の両面において重要であるところ、法曹資格取得は 100% の者が卒業後となるため、学生という条件を維持する限りは、

報奨金や奨学金の支給ができないシステムになっている。支給対象の拡大が強く要請される。

【経理研究所】

奨学金の予算措置が不十分なので、予算の増額が必要である。

【行政研究所】

- ・将来、合格者が増加すると奨学金予算不足になるため、全学的な了解の下に調整をはかる必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

【法制研究所】

年度計画書および予定経費要求書において申請する。

【経理研究所】

年度計画書・政策経費において申請する。

【行政研究所】

- ・国家Ⅰ種試験合格者を増やすためにも、特別セミナー受講料および全国模擬試験受験料の一部を大学が負担することで支援する。
- ・特別指導員の配置により、受験指導と精神面からもサポートする。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

【法制研究所】

年度計画書および予定経費要求書において申請する。

【経理研究所】

年度計画書・政策経費において申請する。

【行政研究所】

- ・特別指導員の充実により、和泉と駿河台において日常的に受験勉強指導と精神面からもサポートする。

5 根拠資料

【法制研究所】

資料1：法制研究所規約

資料2：法制研究所合格者報奨金および奨励金に関する内規

資料3：法制研究所合格者報奨金および奨励に関する内規細則

資料4：2010年度年度計画書

【経理研究所】

資料1：明治大学国家試験指導センター経理研究所内規

資料2：現役合格者報奨金に関する内規

資料3：合格奨励奨学生に関する内規

資料4：奨励賞に関する申し合せ

資料5：2010年度年度計画書

VII 教育研究等環境

実績・データ

【法制研究所】

データ1：自習室及び教室・事務室

地区	自習室	教室・ゼミ室	その他
和泉	第3校舎自習室1, 2	第3校舎ゼミ室1, 2 講義室	第3校舎事務室・講師控室
駿河台	11号館自習室2~5 猿楽町自習室 301~305, 401~405	11号館 2, 10, 11 ゼミ室 猿楽町運営室1~4,	11号館コピー室 指導員控室 猿楽町事務室, 指導員控室, コピー室

【経理研究所】

データ1：自習室及び教室・事務室

地区	自習室	教室	その他
和泉	第3校舎3階・4階 自習室1, 2-1, 2-2, 3	第3校舎3階 講義室	第3校舎3階 討論室・事務室・講師控室
駿河台	11号館4階 自習室	11号館3・4階 30・35・43番教室	11号館4階 討論室・事務室

【行政研究所】

データ1：自習室及び教室・事務室

地区	自習室	教室	その他
和泉	第3校舎3階・4階 自習室1, 2		第3校舎3階・4階 討論室1, 2・事務室・ 講師控室(共有)
駿河台	11号館2・4階 自習室1, 2, 3, 4, 5, 6	11号館3・4階 31・34・42番教室	11号館4階 講義室・談話室・事務室

自己点検・評価（2009年度の実績）

[VII-1 校地・校舎および施設・設備]

1. 目的・目標

(1) 目的・目標

当センターの目的達成に必要な教室・自習室・アメニティ空間・事務室等を整備する。

(2) 教育研究環境整備に関する方針

受験指導の環境や学生のニーズに配慮した教育研究環境を整備する。

2. 現状（2009年度の実績）

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか

①学生の学習及び教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化

3 研究所共通事項として自習室固定席・運営室・ロッカー等の増設要求を明確化し教育・研究に関する年度計画書に掲載している。

【法制研究所】

当研究所の目的を達成するために必要な教育研究環境整備に関する方針は、幹事会において策定し、定例会において決定する。

【経理研究所】

2009年度学長方針によれば、駿河台地区の整備として国家試験指導センターの必要な整備を行うと明記されている。

②校地・校舎・施設・設備に関する大学の計画

2010年度駿河台C地区整備計画により、当研究所を含む国家試験指導センターは猿楽町校舎に移転を予定している。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか

①校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成

【法制研究所】

大型教室やゼミ室が不足している。

【経理研究所】

専用教室や自習室は受け入れ学生数と比べると不十分である。

②校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保

3 評価

(1) 効果が上がっている点

【法制研究所】

自習室固定席利用者には大変好評であり、合格者増につながっている。

【経理研究所】

利用者には大変好評であり、合格者輩出増加につながっている。

(2) 改善すべき点

【法制研究所】

大型教室やゼミ室が不足しているので、大型教室やゼミ室の拡充が必要である。特に2月の入学試験期間には教室予約が全くできない状況であり当研究所専用の

大教室及びゼミ室の恒常的確保が必要である。

【経理研究所】

専用教室や自習室は受け入れ学生数と比べると不十分のため、ユビキタス対応の専用教室と自習室の拡充が必要である。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

【法制研究所】

年度計画書および予定経費要求書において要求する。

【経理研究所】

年度計画書・政策経費において申請する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

【法制研究所】

年度計画書および予定経費要求書において要求する。

【経理研究所】

年度計画書・政策経費において申請する。

5 根拠資料

【法制研究所】

資料1：2009年度学長方針

【経理研究所】

資料1：2009年度学長方針

資料2：2009年度国家試験指導センター運営委員会資料

[VII-3 研究環境等]

1. 目的・目標

【法制研究所】

当研究所の目的達成に必要な教室・自習室・事務室等を整備する。

【経理研究所】

当研究所の目的達成に必要な教室・自習室・アメニティ空間・事務室等を整備する。

2. 現状（2009年度の実績）

(1) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか

①教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

【法制研究所】

駿河台・和泉地区それぞれに、専用の自習室・ゼミ室・事務室が整備されている。和泉地区については、2005年に和泉校舎内に専用自習室とゼミ室が確保され、本格的な学習環境が整った。駿河台地区は、11号館2階と猿楽町第3校舎に、法

制研究所の専用スペース（自習室固定席 309 席、ゼミ室、指導員室、事務室）が配置されている。

【経理研究所】

経理研究所は当該目的を達成するため特別会計研究室・事務室を設置している。

駿河台校舎 11 号館に特別会計研究室（自習室 88 名分と討論室）と事務室が設置されている。

和泉校舎第 3 校舎に特別会計研究室和泉分室（自習室 130 名分・討論室・講義室）が設置されている。

駿河台では受け入れ学生が 120 名をこえており、自習室が慢性的に不足している。和泉でも受け入れ学生が 200 名をこえており、自習室が不足気味である。

【行政研究所】

駿河台・和泉地区それぞれに自習室、談話室、事務室が設置され、駿河台には専用の講義室がある。2009 年度の段階で、和泉地区に 217 名、駿河台に 86 名、ガバナンスに研究科に 7 名の室員がいる。講義数も 970 と多い。講義室、自習室とともに学生の利用度は高い。

②ティーチング・アシスタント（TA）・リサーチ・アシスタント（RA）・技術スタッフなどの教育研究支援体制の整備

【法制研究所】

法曹有資格者が対応している。

【経理研究所】

幹事を置くことで対応している。

③教員の研究費・研究室及び研究専念時間の確保

【法制研究所】

特になし

【経理研究所】

当研究所に教員の研究費・研究室等は確保されていないが、会計の制度的・実証的研究を行い、会計学の発展、会計実務の発展に広く寄与するため、学術雑誌『経理知識』を年 1 回発行している。毎年 9 月に学術雑誌『経理知識』を発行して、所員等の研究成果を発表している。

【行政研究所】

特になし

(2) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか

①研究倫理に関する学内規程の整備状況

【法制研究所】

必要なし

【経理研究所】

『経理知識』に関する内規を整備している。

②研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性

【法制研究所】

必要なし

【経理研究所】

『経理知識』掲載に際し、査読制度を導入している。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

【法制研究所】

・切磋琢磨して勉強に専念できる環境が整備されている点は、高く評価できる。

【経理研究所】

・公認会計士試験の合格を目指す受験生のうち成績優秀な室員には、室員1人に固定机が1つずつ与えられ、学習スペースが確保されている。

・会計学や会計実務に特化した学術雑誌を発行しており、広く会計界に寄与している。論文の掲載にあたっては、論文審査委員会を設けて、査読の形式をとっている。

【行政研究所】

・所属学生のための専用の自習机、ロッカー等が確保され、勉強に専念できる場が与えられている。

(2) 改善すべき点

【法制研究所】

・今後、法科大学院の修了生が毎年200名規模で確実に増加し、2009年度末には駿河台地区において400～510席の自習室固定席の需要が見込まれている。現在の309席に加えて最低でもあと100席ほどの追加が必要である。これに対応した物的施設（含む、ロッカー室の整備）の確保が緊急の課題であり、センター化の下での恒常的施設の確保が強く望まれる。また、駿河台地区の講座用教室については、予約出来ない曜日の多発により、プラン実施に支障を来たし、コースの削減と実施日の変更で何とか対処しているのが現状であり、この対策も課題である。

【経理研究所】

・会計専門職大学院の修了生の受入や、2007年度から始めた「会計士サポートコース」の学生が駿河台に移動してくる2008年度末から自習室のスペースが不足し始め、2010年度を見越すと50～100名分ほど不足する見込みである。2010年度は駿河台の施設が11号館から猿楽町校舎に移転するので、移転後も事業計画が円滑に進められるように自習室の整備に注意を払う。

・専用の講義室がないために、夏休みや春休み（入試時期）に教室の確保に翻弄されたり、また、ユビキタス対応の教室がないために、講義のDVD化に多くの支障が生じている。

【行政研究所】

・受験相談会、大学HP等で行政研究所の周知のため年々、希望者は増加している。そのため、和泉地区・駿河台地区での自習室、講義室および指導室の確保が急務である。また近年所属学生が急増していることから、施設・設備の設置、改善が不可欠である。また、和泉から駿河台に進級してくる学生のために、施設・

設備の拡充が必要である。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

【法制研究所】

自習室固定席増、大型教室、ゼミ室を確保する必要があるので、年度計画書および予定経費要求書において要求する。

【経理研究所】

長期的には室員を収容するスペースは不足するので、年度計画書・政策経費で自習室の拡充・整備を申請する。

【行政研究所】

- ・特別指導員室兼面談室を確保し、日常的に学生の相談等に応じられるようにする。
- ・ほぼ毎日開講される講義のために100名を収容できる専用の講義室を確保する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

【法制研究所】

自習室固定席増、大型教室、ゼミ室を確保する必要があるので、年度計画書および予定経費要求書において要求する。

【経理研究所】

年度計画書・政策経費において申請する。

【行政研究所】

- ・和泉地区・駿河台地区での自習室、講義室および指導室を確保する。

5 根拠資料

【法制研究所】

資料1：2010年度年度計画書

【経理研究所】

資料1：経理知識に関する内規

資料2：2010年度年度計画書

IX 管理運営・財務

実績・データ

経理研究所 2009 年度予算・決算

経理研究指導室費		
科目	予算額	決算額
兼務職員人件費	2,341,000	3,801,667
助成費	1,500,000	405,022
福利費	620,000	49,789
修繕費	100,000	0
旅費交通費	179,000	89,190
準備品費	200,000	208,950
その他の消耗品費	3,032,000	5,511,728
印刷製本費	3,920,000	2,302,918
電話料	36,000	0
郵便費	60,000	0
運搬費	204,000	14,634
支払手数料	39,115,000	66,379,690
賃借料	900,000	835,065
会合費	2,147,000	1,582,080
教) 雑費	20,000	30,000
管) 支払手数料		24,000
合計	54,374,000	81,234,733
予算-決算		▲ 26,860,733
前年度予算	43,951,000	

※予算追加 26,870,000 円

自己点検・評価（2009年度の実績）

[IX-1 管理運営]

1. 目的・目標

(1) 目的・目標

法曹養成、公認会計士試験、国家公務員I種試験の合格者を増やすためには、国家試験指導センターの管理運営を、それを志向した適切なものとする。

(2) 管理運営方針

現在、新しい評価項目にあわせて記述内容を検討中

2. 現状（2009年度の実績）

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか

① 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

【センター】

各研究所で策定された管理運営方針を国家試験指導センターとして纏め、教育・研究に関する年度計画書によって公表している。

② 意思決定プロセスの明確化

センター運営委員会は、国家試験指導センターの組織の係わる管理運営、予算および決算などおよび業務計画等について審議を行なう。

センター長は、各研究所長のうちから、学長推薦により、理事会において任命される。2009年度のセンター長は経理研究所長、副センター長は行政研究所長・法制研究所長が、またセンター員は各研究所事務局長がその任に就いている。三研究所から公平に選出される制度になっており適切と認められる。

センター運営委員会により、センターの組織に係わる管理運営、予算および決算などの業務および業務計画等について審議を行い、意思決定を行なう。理事、法科大学院と会計専門職研究科およびガバナンス研究科の代表者、三研代表者などによって運営委員会が構成されているので、意思決定プロセスは適切である。運営委員会は年間2～3回開催されており、運用も適切であると言える。

④ センターの権限と責任の明確化

【センター】

国家試験指導センター規程第2条および第7条に掲げられた事項全てについて、センター運営委員会の議決を経て執行される。

(2) 明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか

① 関連法令に基づく管理運営に関する学内諸規定の整備とその適切な運用

【センター】

国家試験指導センター規程に基づき各条項を遵守し適切に運用されている。

② センター長等の権限と責任の明確化

【センター】

センターを代表し運営委員会の議長となり、議決された事項についてセンターの業務を統括するとなっている。権限については特に明確にされておらず、各研究所の要望の取り纏めなど調整機関としての役割となっている。

③センター長等の選考方法の適切性

【法制研究所】

特になし

【経理研究所】

経理研究所の当該項目は点検項目の教育研究組織に記載してある。

【行政研究所】

特になし

【センター】

センター長はセンター規程第10条第2項に規定する各研究所長のうちから、学長の推薦により、理事会において任命される。各研究所長はそれぞれの内規に定めるところにより、各研究所が専任教授のうちから推薦し学長が任命する。輪番でセンター長となり公平で適切な選考であるといえる。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか

①事務組織の構成と人員配置の適切性

【法制研究所】

- 事務は、駿河台においては専任職員1名、一般嘱託1名、短期嘱託2名、派遣社員2名、和泉においては派遣社員2名で行なっている。

【経理研究所】

2009年度は、国家試験指導センター全般の庶務を担当する専任職員が1名、駿河台に短期嘱託職員が1名、派遣職員が1名、和泉に短期嘱託職員が1名で業務を担当している。事業計画の遂行にあたり、繁忙期には人手不足で、教員が事務機能をまかなっている状況である。

【行政研究所】

- 2009年度は、行政研究所の庶務全般を担当する一般嘱託職員が駿河台に1名、和泉には短期嘱託職員が1名配置されている。

【センター】

センター事務室の設置初年度にあたり、事務室も6箇所に分散していることから、従来の3研究所事務組織体制をほぼ踏襲している。センター事務室としての組織構築は今後の課題である。人員配置は駿河台地区に専任職員3名・一般嘱託職員1名・短期嘱託職員3名・派遣社員5名、和泉地区に短期嘱託2名・派遣社員2名である。

②事務機能の改善・業務内容の多様化への対応策

【法制研究所】

- 業務が多岐にわたるため非常に多忙であり、現行の人員ではオーバーワークを強いられる状況が続いている。

【経理研究所】

人手が足りないので、現場は仕事を回すので精一杯で、連携はかえってよい。教学側を補佐する正職員が不足しているために、嘱託職員や派遣職員に過度の業務を負わせたり、担当教員に過度の負担がかかっている。

【行政研究所】

入室希望者の増加、在籍する学生数の増加および講座の充実等で、近年仕事量が急激に増えてきている。専任の職員が配置されていないため、嘱託職員と教員がすべての業務を負担しており、オーバーワークを強いられる状態が続いている。

【センター】

センター事務室設置初年度のため改善策を含め検討中

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか

【経理研究所】

OJT方式で事務局長が指導しているが、特に定めがあるわけではない。

①人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善

【センター】

明治大学の人事制度により、専任職員3名以外は評価の対象外。

②スタッフ・ディベロップメント（SD）の実施状況と有効性

【法制研究所】

職員は日常業務が多忙のため、研修機会を確保する余裕がない。

【経理研究所】

職員は業務に追われている状況で、研修機会など全く確保できない。

【行政研究所】

特になし

【センター】

年度末にスタッフ合同研修会を実施し、各研究所の設立趣旨および運営方針などについて理解する機会を設けた。さらに各研究所に分かれ駿河台・和泉間の連携の確認と情報の共有化を図った。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

センター運営委員会は、理事2名を含む全学的な権威ある審議機関となっており、三研究所の見解を全学に発信できる体制となっている。

【法制研究所】

特になし

【経理研究所】

現場で鍛えられるためOJT訓練にはなっている。

【行政研究所】

特になし

【センター】

センター事務室の設置により、学内各部署との窓口が一本化され、情報伝達の迅速化や交渉機能が強化された。

(2) 改善すべき点

駿河台地区と和泉地区の三研究所全体を組織的に支援する体制の整備が不十分である。

【法制研究所】

- ・専任職員が1人しかいないので、本来、専任職員がすべき業務を、嘱託職員や派遣職員に任せているので、予算管理上も情報管理上も大いに問題である。

【経理研究所】

- ・本来、専任職員がすべき業務を、嘱託職員や派遣職員に任せていたり、担当教員がボランティア的にこなしているのが現状である。予算管理上も情報管理上も大いに問題である。
- ・教学側の教員が事務機能もこなしている状況である。
- ・職員の労働衛生管理上も能力開発上も業務負担の適切化・健全化を図るべきである。

【行政研究所】

- ・本来、専任職員がすべき業務を、嘱託職員や教員がこなしている。予算管理上も情報管理上も大いに問題である。駿河台の行政研究所に専任職員を1名配置し、適切に管理運営をしていくべきである。

- ・労働衛生管理上も能力開発上も業務負担の適切化・健全化を図るべきである。

【センター】

事務体制については検討中

4 将来に向けた発展計画

【経理研究所】

- ・年度計画書・政策経費において人員配置を申請する。

【センター】

事務体制については組織の適正化に向け、周囲の納得が得られるよう時間を掛けながら改善し、年度計画書や人事ヒアリングで要求する。

【IX-2 財務】

1. 目的・目標

【法制研究所】

収入関連経費の予算の収支安定を図る。

【経理研究所】

収入関連経費の予算の収支安定を図る。

2. 現状（2009年度の実績）

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか

【法制研究所】

安定した財政的基盤が確立しているとはいえない。

【経理研究所】

収入関連経費の予算措置が経過措置中であるが、収入実績に見合った予算支出は確保されているが、2010年度予算はマイナスシーリングの大学方針のために約20%減額されており、補正予算を組まないと必要な事業が執行できない可能性がある。

①中・長期的な財政計画の立案

【法制研究所】

収入関連経費の予算の收支安定を図る。

【経理研究所】

収入関連経費の予算の收支安定を図る。

②科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況

【法制研究所】

特に予定していない。

【経理研究所】

特に予定していない。

③消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の適切性

(2) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか

①予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査

【法制研究所】

予算は、学内の予算編成方針に従って編成しており適切である。また予算執行および決算の内部監査についても、学内ルールに従って行われている。

【経理研究所】

学内の予算執行基準にしたがって予算編成ならびに予算執行が行われている。

決算の内部監査も学内のルールにしたがって行われている。

②予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

【法制研究所】

予算執行に伴う効果は、必要に応じて執行部会議および幹事会において分析・検証を行っている。

【経理研究所】

当該仕組みは確立していない。

3 評 價

(1) 効果が上がっている点

【法制研究所】

検討中

【経理研究所】

収入関連経費の実績は収入増が支出増を大幅に上回り、大学財政に貢献している。

(2) 改善すべき点

【法制研究所】

予算の収入関連経費に関し、講座充実のためには収入の増加を図る必要がある。

【経理研究所】

収入関連経費の予算は収入実績に基づいて支出予算も組まれるべきである。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

【法制研究所】

年度計画書および予定経費要求書において申請する。

【経理研究所】

毎年の予算申請で収入実績に基づいた予算編成を訴える。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

【法制研究所】

年度計画書および予定経費要求書において申請する。

【経理研究所】

毎年の予算申請で収入実績に基づいた予算編成を訴える。

5 根拠資料

【法制研究所】

資料1：明治大学国家試験指導センター法制研究所 2009年度予算・決算一覧表

【経理研究所】

資料1：明治大学国家試験指導センター経理研究所 2009年度予算・決算一覧表

X 内部質保証

実績・データ

2008年度自己点検・評価報告書

自己点検・評価（209年度の実績）

1. 目的・目標

(1) 目的・目標

法曹養成、公認会計士試験、国家公務員I種試験の合格者を増加させるためには、国家試験指導センターは学習支援、受験指導を適切に行わなければならない。そのためには、その状況について不斷に自己点検・評価していくことが不可欠である。

(2) 内部質保証の方針

【経理研究所】

特に定めていない。

2. 現状（2009年度の実績）

- (1) センター、委員会等の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか

①自己点検・評価の実施と結果の公表

【法制研究所】

当研究所の理念を達成するための各種事業について、教員、法曹資格者が点検・評価を行い、報告書およびHPで公表している。

【経理研究所】

学内の自己点検評価制度に基づき、2008年度自己点検・評価報告書でその結果を公表している。

②情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応

【法制研究所】

当研究所の情報公開の内容・方法は適切であり、また情報公開請求への対応は適切に行われている。

【経理研究所】

学内の自己点検評価制度に基づき、2008年度自己点検・評価報告書でその結果を公表している。

- (2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか

①内部質保証の方針と手続きの明確化

【法制研究所】

当研究所の内部質保証は定例会議で行っており、規則に則り適切に運用している。

【経理研究所】

「自己点検・評価委員会」のような常設の組織はなく、毎年の「自己点検・評価報告書」については、事務局長がその案を作成し、所長・副所長・事務局委員4名でチェックを行い、当研センター運営委員会で承認される。

【行政研究所】

「自己点検・評価委員会」のような常設の組織はなく、所長、事務局長がその案を作成し、所長、事務局長、事務スタッフで確認している。当研究所の確認を経て、センター3研連絡会、センター運営委員会で承認される。

②内部質保証を掌る組織の整備

【法制研究所】

当研究所の内部質保証は定例会議で行っており、適切に運用されている。

【経理研究所】

特に定めていない。

③自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立

【法制研究所】

当研究所の内部質保証は定例会議で行っており、適切に運用されている。

【経理研究所】

特に定めていないが、合同委員会がその機能を果たしている。

④構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

【法制研究所】

特に定めていない。

【経理研究所】

特に定めていないが、もともと公認会計士はこうした制度の番人であり、構成員の裁量に任せている。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか

①組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

【法制研究所】

特に検証していない。

【経理研究所】

特に検証していない。

②教育研究活動のデータ・ベース化の推進

【法制研究所】

一部データ・ベース化している。

【経理研究所】

推進できていない。

③学外者の意見の反映

【法制研究所】

幹事会、定例会に学外の法曹有資格者が参加しており、学外者の意見を反映している。

【経理研究所】

当研究所の組織は本学出身の外部公認会計士が半数を占めており、所員会議・運営委員会・合同委員会で学外者の意見を反映している。

【行政研究所】

国家Ⅰ種試験をはじめ、国家Ⅱ種、地方上級職試験に多数の合格者を輩出しており、一定の社会評価を得ていると考える。

④文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項の対応

本学に対する文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告等があった場合は、自己点検・評価全学委員会を対外的な窓口とする。国家試験指導センターとしては、専任教員からなる所長・副所長・事務局長及び事務職員で対応することになっている。

3 評 價

(1) 効果が上がっている点

【法制研究所】

特になし。

【経理研究所】

当研究所としては特にない。

(2) 改善すべき点

【法制研究所】

内規を定め、委員会を設置し、組織化する必要がある。

【経理研究所】

常設の委員会もなく、特に担当者が決まっているわけではないので、内規に定めて組織化する必要がある。

【行政研究所】

- ・常設の委員会もなく、特に担当者が決まっているわけではない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

【法制研究所】

内規を定め、委員会を設置し、組織化する。

【経理研究所】

当該内規を定める。

【行政研究所】

当該内規を定める。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

【法制研究所】

内規を定め、委員会を設置し、組織化する。

【経理研究所】

当該内規を定めたのちに組織化する。

【行政研究所】

当該内規を定めたのちに組織化する。

5 根拠資料

【法制研究所】

資料1：2008年度明治大学自己点検評価報告書

【経理研究所】

資料1：2008年度明治大学自己点検評価報告書